

あさひ町子ども会のみなさん



いきいき子ども会を表彰

平成10年度の優良子ども会が決まりました。地域で活発な活動をした子ども会25団体に優良賞、奨励賞が贈られます。また、長年にわたり活動のお世話をしてくださったみなさんも育成功労者として表彰されます。生涯学習室☎(866)2245

優良賞

- ▶南油田子ども会(寺内) ▶あすなる中央子ども会(泉)
- ▶金の町中央子ども会(泉) ▶中台町内子ども会(旭川)
- ▶新栄町子ども会(旭川) ▶あさひ町子ども会(旭川) ▶地産団地子ども会(広面)
- ▶手形山東町子ども会(広面) ▶皿見内子ども会(山谷)
- ▶貝ノ沢子ども会(山谷) ▶両向子ども会(山谷) ▶野田子ども会(山谷)
- ▶佳見町子ども会(旭川) ▶防谷子ども会(上北手) ▶下久保一丁目子ども会(仁井田)
- ▶在家子ども会(外旭川) ▶北吉学寺子ども会(外旭川)

奨励賞

- ▶中山谷子ども会(山谷) ▶はまなす子ども会(日新)
- ▶日の出町子ども会(日新) ▶御野場新町二丁目子ども会(仁井田)
- ▶御野場新町四丁目子ども会(仁井田) ▶大野新町町内子ども会(仁井田)
- ▶将軍野東一丁目子ども会(土崎南) ▶将軍野東三丁目子ども会(土崎南)

育成功労賞

- ▶藤澤貴範さん(八橋) ▶相原正奈さん(浜田) ▶横山誠治さん(日新)
- ▶木内聡一さん(日新) ▶石井正伸さん(上新城)
- ▶工藤ひろみさん(外旭川) ▶大塚春生さん(土崎南) ▶上村周平さん(土崎)

育成功労賞(団体)

- ▶榎田子ども会世話人会(下浜) ▶船場町子ども会世話人会(勝平)
- ▶高美町子ども会世話人会(日新) ▶前郷町内子ども会世話人会(豊岩)
- ▶仁井田新田三丁目子ども会育成部(仁井田) ▶幸町子ども会父母の会(金足西)
- ▶愛宕町子ども会世話人会(土崎南) ▶なかよし子ども会父母の会(土崎南)

高清水児童センターが完成



高清水小学校の敷地内に、4月1日(木)、高清水児童センターがオープンします。延べ床面積約454㎡の建物に、トランポリンや一輪車を備えた遊戯室、図書室、ボランティア室、身障者用トイレなどを設けました。

ご利用案内

子どもの利用 月曜日から土曜日までの正午～午後6時。長期休業期間と第2・第4土曜日は午前8時30分～午後6時

放課後児童クラブ 放課後、共働きなどのため保護者が家庭にいない児童を、専任の指導員がお預かりする放課後児童クラブを開設します。利用時間は午後6時30分まで。クラブは登録制で有料です。詳しくは生涯学習室☎(866)2245

日曜、祝日や夜間など、子どもたちが利用しない時間帯には、大人も利用できます。地域の社会教育活動や福祉活動にご利用ください。利用申し込みは、直接、高清水児童センターへどうぞ。☎(857)1035 (4月1日から)

4月は統一地方選挙

4月2日(金) 告示

県議会議員選挙

投票日 4月11日(日)

投票時間 午前7時～午後8時

投票できるかた

昭和54年4月12日以前に生まれ、平成11年1月1日までに秋田市に住民登録をして、引き続き3か月以上秋田市に住んでいるかたです。

市内で転居したかた... 3月20日以降に、市内で転居の届け出をしたかたは、転居前の住所地の投票所で投票することになります。

秋田市へ転入したかた... 1月2日以降に県内他市町村から秋田市に転入してきたかたは、前に住んでいた市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

秋田市から県内の他市町村へ転出したかた... 平成10年12月11日から投票日までの間に秋田市から県内の他市町村に転出したかたで、秋田市の選挙人名簿に登録されているかたは、秋田市で投票(不在者投票も)することができます。該当するかたには秋田市選管から、はがきでお知らせします。この投票の際は、引き続き県内に住所を有することを証する「証明書」(新住所地の市町村で発行)の提示が必要です。

ただし、平成10年12月11日から平成11年1月1日までの間に県内の他市町村に転出し、転入先の市町村の選挙人名簿に登録されたかたは、転入先で投票することになり、秋田市では投票できません。

その他

視覚障害者のかたは投票所で点字投票ができます。また、身体の故障などで自分で投票用紙に書くことができないかたは、投票所において本人が申請すると代理投票ができます。

この選挙から泉菅野一丁目・二丁目にお住まいのかたの投票所は、泉小学校に変わります。投票の際はお気をつけください。

開票は、投票日の午後9時30分から市立体育館で行います。

4月18日(日) 告示

市議会議員選挙

投票日 4月25日(日)

投票時間 午前7時～午後8時

投票できるかた

昭和54年4月26日以前に生まれ、平成11年1月17日までに秋田市に住民登録をして、引き続き投票日まで市内に住んでいるかたです。

市内で転居したかた... 4月12日以降に、市内で転居の届け出をしたかたは、転居前の住所地の投票所で投票することになります。

秋田市から転出したかたは投票できません。

不在者投票

受付期間 県議会議員選挙 4月2日(金)▶4月10日(土)

市議会議員選挙 4月18日(日)▶4月24日(土)

受付時間 午前8時30分～午後8時

受付場所 市役所分館4階大会議室、土崎支所、新屋支所

投票の際は、「宣誓書」に記入していただきますが、印鑑は不要です。入場券だけお持ちください。入場券がまだ届いていない場合は、受付でお話ください。なお、県議会議員選挙に投票する県内転出者は、引き続き県内に住所を有することを証する「証明書」(新住所地の市町村で発行)が必要です。

不在者投票でも点字投票や代理投票ができます。

受付場所に来ることができないかたの不在者投票

県選挙管理委員会から指定されている病院や老人ホームなどに入院、入所中のかた 仕事の都合などで他の市区町村に滞在しているかた 身体障害者手帳をお持ちで歩行が困難なかた(一定の条件があります) — の不在者投票もあります。詳しくは3月12日号の広報あきたをご覧ください。

問い合わせ 市選挙管理委員会事務局☎(866)2260